

相続税の申告書(続)

修正

F D 3 5 6 4

※申告期限延長日

年 月 日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人						
氏 名		参考として記載している場合		参考として記載している場合						
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。						
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)						
住 所 (電 話 番 号)		〒 (- -)		〒 (- -)						
被相続人との続柄		職 業		被相続人との続柄						
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与						
※ 整 理 番 号										
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表2③)	①		取得財産の価額 (第11表2③)						
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②		相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)						
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③		債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)						
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④		純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)						
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤		純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)						
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)						
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額		法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額					
	相続税の総額		⑦	相続税の総額						
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	あん分割合 (各人の⑥) 算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑧	一般の場合 (⑩の場合を除く)	あん分割合 (各人の⑥) 算出税額 (⑦×各人の⑧)					
	農地等納税を受ける場合	算出税額 (第3表 ⑬)	⑩	農地等納税を受ける場合	算出税額 (第3表 ⑬)					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥)		⑪	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥)						
	各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2②⑤)	⑫	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2②⑤)						
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)		⑬	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)							
⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)		⑭	⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)							
計		⑮	計							
差引税額 (⑨+⑫-⑬)又は(⑩+⑭-⑮) (赤字のときは0)		⑯	差引税額 (⑨+⑫-⑬)又は(⑩+⑭-⑮) (赤字のときは0)							
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)		⑰	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)							
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)		⑱	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)							
小計 (⑯-⑰-⑱)		⑲	小計 (⑯-⑰-⑱)							
納税猶予税額 (第8の8表2⑧)		⑳	納税猶予税額 (第8の8表2⑧)							
申告納税額 (⑲-⑳)		㉑	申告納税額 (⑲-⑳)							
この申告書の修正前の小計	申告期限までに納付すべき税額	㉒	申告期限までに納付すべき税額							
	還付される税額	㉓	還付される税額							
	この申告書の修正前の小計	㉔	この申告書の修正前の小計							
	納税猶予税額	㉕	納税猶予税額							
	申告納税額 (還付の場合は、頭に△を記載)	㉖	申告納税額 (還付の場合は、頭に△を記載)							
	小計の増加額 (⑲-㉔)	㉗	小計の増加額 (⑲-㉔)							
	この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭に△を記載) (㉒又は㉓-㉔)	㉘	この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭に△を記載) (㉒又は㉓-㉔)							
※ 税務署管理番号	申告区分	年 分	グループ番号	補完番号	申告年月日	管理補完	確認	検算	管理補完	確認

第1表(続) (令和6年1月分以降用)

←この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は、参考を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません。))

(注) ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑩)があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。